熊谷市営繕工事における「週休２日制モデル工事」試行要領

１　目的

本要領は、熊谷市が発注する営繕工事において、「週休２日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

２　用語の定義

（１）モデル工事

「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休２日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。

（２）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、現場閉所（現場休息）による週休２日に取り組む方式をいう。

１）週休２日

①完全週休２日（土日）

対象期間において、全ての週（土曜日から金曜日までの７日間とする。以下同じ。）で原則として土曜日・日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、２日以上の現場閉所（現場休息）（現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」という。）が、２８．５％（２日／７日））を達成したと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が７日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議したうえで、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。完全週休２日（土日）に取組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所（現場休息）では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に現場閉所（現場休息）を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。

なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

③通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所（現場休息）率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

３）現場閉所

対象期間中に現場事務所での作業も含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

４）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

５）現場閉所（現場休息）日

対象期間中に現場閉所（現場休息）を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所（現場休息）日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

（３）モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら週休２日に取り組む方式をいう。

１）週休２日

①完全週休２日

対象期間において、全ての週で対象者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、２８．５％（２日／７日））以上を達成したと認められる状態をいう。

②月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で対象者の休日率が、２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、月単位の週休２日（４週８休以上）の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても、２８．５％に満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に４週８休（２８．５％）以上を達成しているとみなす。

③通期の週休２日

対象期間において、対象者の休日率が、２８．５％（８日／２８日)~~)~~以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

３）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

４）対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については工事着手日から現場完成日までの期間､下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要

最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

3　対象とする工事

モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、以下の工事はモデル工事としないことも可能とする。

・緊急を要する工事【災害復旧工事（緊急随契を行うような工事)、応急工事等】

・対象期間が１か月未満の工事

4　発注方式

モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所型が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。

次の①又は②のいずれかによる方式を指定するものとする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

①完全週休２日Ⅰ型

工事着手前に受注者が発注者と以下について協議する方式。

モデル工事（現場閉所型）:「月単位の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日（土日)」に取組む旨を発注者と協議したうえで取組む方式

モデル工事（交替制）:「月単位の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日」に取組む旨を発注者と協議したうえで取組む方式

②完全週休２日Ⅱ型

工事着手前に受注者が発注者と以下について協議する方式。

モデル工事（現場閉所型）:「通期の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日（土日)」又は「月単位の週休２日」に取組む旨を発注者と協議したうえで取組む方式

モデル工事（交替制）:「通期の週休２日」の確保を必須として「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」に取組む旨を発注者と協議したうえで取組む方式

5　積算方法等

（１）補正方法

モデル工事において、以下の現場閉所（現場休息）又は休日の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

①完全週休２日（土日）又は完全週休２日適用工事	労務費	１．０２
	現場管理費	１．０１
②月単位の週休２日適用工事	労務費	１．０２

１）複合単価

複合単価の労務単価は公共工事設計労務単価に上記の①又は②の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

２）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価及び補正市場単価は表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・市場単価×新営補正率

・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定)】

・市場単価×新営補正率

・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定】

・市場単価×改修補正率

・補正市場単価×改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格×改修補正率

（２）積算及び変更方法

１）モデル工事（現場閉所型）

①完全週休２日Ⅰ型

「完全週休２日（土日）」の達成を前提に、（１）①及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）率を確認し、「完全週休２日（土日）」が未達成の場合は、補正係数（１）②及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日（土日）」の取組を希望しない場合（「完全週休２日（土日）」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更するものとする。

②完全週休２日Ⅱ型

「完全週休２日（土日）」の達成を前提に、（１）①及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）率を確認し、「完全週休２日（土日）」が未達成の場合は、補正係数（１）②及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組を希望しない場合（「完全週休２日（土日）」又は「月単位の週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

２）モデル工事（交替制）

①完全週休２日Ⅰ型

「完全週休２日」の達成を前提に、（１）①及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日率を確認し、「完全週休２日」が未達成の場合は、補正係数を（１）②及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正率を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日」の取組を希望しない場合（「完全週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締

結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更する。

②完全週休２日Ⅱ型

「完全週休２日」の達成を前提に、（１）①及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率により労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日率を確認し、「完全週休２日」が未達成の場合は、補正係数を（１）②及び表Ａ、表Ｅ、表Ｍの補正率に変更し、「月単位の週休２日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

また、工事着手前に受注者が「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」の取組を希望しない場合（「完全週休２日」又は「月単位の週休２日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。）については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を（１）②に変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

6　対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書に「モデル工事」である旨を明示するとともに、発注方式を明示するものとする。

7　実施方法等

（１）モデル工事（現場閉所型）における現場閉所（現場休息）の確認方法

１）工事着手前

・受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで施工計画書及び工程表を作成する。
・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提に「モデル工事」である旨を見やすい場所に明示する。

２）工事着手後

・現場閉所（現場休息）を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所（現場休息）を行う旨の連絡を受けるものとする。
・なお、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。
・口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式１）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認できる連絡方法が望ましい。
・また、予定を変更し現場閉所（現場休息）となった日が以下に該当する場合は、連絡不要である。

・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
・週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合
・官公庁の休日の場合

・監督員は、現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

・受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

３）工事完成時（工事検査前）

・受注者は、工事完成日の１４日前までに、「現場閉所実績報告書（様式１）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所（現場休息）率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの現場閉所（現場休息）日については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

４）その他留意事項

・監督員は、一つの工事現場において設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

（２）モデル工事（交替制）における休日の確認方法

１）工事着手前

・受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

・受注者は、対象期間中、施設管理者の承諾を前提に「モデル工事」である旨を見やすい場所に明示する。

２）工事着手後

・受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日確保状況について監督員の確認を受ける。

・受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

３）工事完成時（工事検査前）

・受注者は、工事完成日の１４日前までに、最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」及び「休日確保実績報告書（様式３）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。提出日から工事完成日までの休日取得については、見込みで提出し、変更があった場合は、その都度速やかに再提出する。また、発注者は、提出日以降の実績について工事検査前までに確認する。

４）その他留意事項

・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

（３）適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

（４）工事成績評定

工事成績評定における加点は行わない。なお、週休２日が達成できなかったことによる減点はない。

８　その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることができるものとする。

附則

本要領は令和５年４月１日から施行する。

附則

本要領は令和５年７月５日から施行する。

附則

本要領は令和７年１月１日から施行する。

ただし、令和６年１２月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

附則

本要領は令和８年１月１日から施行する。

ただし、令和７年１２月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。

表Ａ　建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休２日促進工事及び月単位の週休２日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製ｺﾝｸﾘｰﾄ	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
ﾀｲﾙ工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ｶﾞﾗｽ)	市場単価	1.01	1.10
建具(ｼｰﾘﾝｸﾞ)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ﾋﾞﾆﾙ系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ﾋﾞﾆﾙ系床材)	物価資料	1.01	1.01

仕上げﾕﾆｯﾄ	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表Ｅ　電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休２日促進工事及び月単位の週休２日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.19
	ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.01	1.15
	位置ﾎﾞｯｸｽ及び位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.01	1.18
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.13
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表Ｍ　機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休２日促進工事及び月単位の週休２日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ﾀﾞｸﾄ用及び消音内貼	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ設備	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ附属品	既設品ﾎﾞｯｸｽ、制気口、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備(ﾕﾆｯﾄを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22